



「業務改善助成金」は、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者にとっての支援策です。愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されたいです。

「業務改善助成金」のご案内

ば、POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等を購入した場合、その設備投資などに要した費用の一部、最大600万円まで、を助成する制度です。愛知県最低賃金の改定が予定される10月より前に、事業場内の最も低い時間給を引き上げて、設備投資などを行い、業務改善助成金を活用していただくと大変有効です。

対象となる事業者は、
① 中小企業・小規模事業者であること(参考1)
② 申請する事業場内で最も低い時間給が、1027円以上1077円以下であること
③ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
です。

支援内容は、設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。例えば、20万円の

POSレジシステムを購入した場合は、20万円に助成率3/4(生産性要件(参考2))を満たした場合は4/5を乗じた15万円(同じく16万円)が支給されます。

令和6年4月の業務改善助成金の申請件数は昨年同月に比べて3・5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限(令和6年12月27日)前でも申請を締め切る場合がありますので、本助成金に関心がある事業者の方は、お早めの申請をご検討ください。

お問合せは、
● 業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440)

● 交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課(☎052-857-0313)

へお願いします。
まずはお気軽にお問い合わせください。

【参考1：中小企業の定義】

業種	①資本金の額又は出資金の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

注) ①資本金の額又は出資金の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要です。

【参考2：生産性要件】

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、助成金の交付申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、6%以上伸びている場合又は1%以上(6%未満)伸びている場合をいいます。なお、1%以上(6%未満)の場合は、金融機関から一定の事業性評価を得ている必要があります。